資　料　２

基本水量を廃止した自治体の事例

令和８年１０月調査

図表１

団体名	改定前の 基本水量	改定年月	基本水量の 改定	改訂前・改定後の 基本使用料（税抜き）
東京都町田市	8 ㎥まで	R09.01	8 ㎥ ⇒ 0 ㎥	560 円 ⇒ 740 円
栃木県日光市	5 ㎥まで	R08.01	5 ㎥ ⇒ 0 ㎥	744 円 ⇒ 1,084 円
埼玉県川口市	10 ㎥まで	R08.04	10 ㎥ ⇒ 0 ㎥	887 円 ⇒ 1,048 円
埼玉県朝霞市	10 ㎥まで	R08.04	10 ㎥ ⇒ 0 ㎥	500 円 ⇒ 500 円
埼玉県新座市	10 ㎥まで	R07.07	10 ㎥ ⇒ 0 ㎥	740 円 ⇒ 640 円
千葉県我孫子市	10 ㎥まで	R08.04	10 ㎥ ⇒ 0 ㎥	990 円 ⇒ 990 円
神奈川県鎌倉市	8 ㎥まで	R08.10	8 ㎥ ⇒ 0 ㎥	930 円 ⇒ 1,116 円